（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第五条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「こととなる金額」の下に「（当該土地改良区が、定款で定めるところにより、イに掲げる費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該資金の金額を控除した金額）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（妊婦給付認定の取消し）

第一条の二　法第十条の十の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　当該妊婦給付認定者が、正当な理由なしに、法第十条の五の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二　当該妊婦給付認定者が法第十条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第三条の見出しを「（教育・保育給付認定の取消し）」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十五条の二中「第十二条から第十八条まで」を「第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条まで」に改める。

第十五条の五の見出しを「（施設等利用給付認定の取消し）」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十一条の見出しを「（法第五十八条第一項及び第二項の規定による報告）」に改め、同条中「特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の」を「同項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第五十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

第二十四条の三第二項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第二項」に改める。

第二十四条の五第二項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（妊婦支援給付金の支給に要する国の交付金）

第二十五条の二　国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、市町村に対して、法第六十五条第一号に掲げる費用の全額に相当する額を交付する。

第四十三条中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条の二第三項」に改める。

附則第六条第一項の表法第十三条第一項の項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同表法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第二項」に改め、同表法第八十二条第一項の項中「第十三条第一項（」を「第十条の五若しくは第十三条（」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「読み替えられた第十三条第一項」を「読み替えられた第十三条」に、「又は第十三条第一項」を「これら」に、「又は同項」を「同条」に改める。

附則第七条及び第十三条（見出しを含む。）中「第六十八条第一項」を「第六十八条第二項」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三を次のように改める。

第三十五条の三　法第三十四条の十五第三項第四号ニの政令で定める使用人は、家庭的保育事業等に関する同条第二項の認可の申請にあつては申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者、乳児等通園支援事業に関する同項の認可の申請にあつては申請者の行う乳児等通園支援事業を管理する者、保育所に関する法第三十五条第四項の認可の申請にあつては申請者の設置する保育所を管理する者とする。

第三十五条の四中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

（国有財産法施行令の一部改正）

第三条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　子ども・子育て支援特別会計

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第十一条の四第二項第一号の項を次のように改める。

第十一条の四第二項第一号	、休業手当金の額、育児休業手当金の額（育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。）又は介護休業手当金	又は休業手当金
	、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金	又は休業手当金

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号中「及び同法」を「並びに同法第六十八条第一項及び」に改める。